



日本における“介護”の現状

ファイナンシャルプランナー
堤 太郎



日本は言わずと知れた世界有数の長寿大国となりましたが、それに伴い要支援や要介護認定を受ける方も年々増え続けています。助けがなくても日常生活を支障なく過ごせる期間を示す“健康寿命”は平均寿命より約10年短いそうです。言い換えると亡くなるまでの約10年間は何かしらの支援や介護が必要という事になります。

日本には公的介護保険制度がありますが、この制度の認知状況は非常に低く30%に満たないそうです。(セールス手帖社保険FPS研究所「平成26年サラリーマン世帯生活意識調査」)そこで今回は日本の介護における現状や公的介護保険制度についてお伝えします。

●要支援、要介護が必要となった原因と年齢別の割合

- 1位 脳血管疾患……………17.2%
- 2位 認知症……………16.4%
- 3位 高齢による衰弱……………13.9%
- 4位 骨折・転倒……………11.0%



●年齢別の要支援、要介護認定者の割合

- 75歳以上……………32.1%
- 65歳～74歳……………4.4% (内閣府発表「平成28年度版高齢者白書」より)

では実際に要支援や要介護状態になったときどのような公的保障が受けられるのでしょうか。公的介護保険制度とは、市町村が保険者となり運営する社会保険制度です。給付は現金ではなく、介護が必要となったとき介護サービスそのものが提供される「現物支給」が原則。公的介護保険制度の対象となるのは40歳以上の方で、65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳までの第2号被保険者に分けられます。第1号被保険者は要介護になった原因を問わず利用できるのに対し、第2号被保険者は初期認知症、脳血管疾患など加齢に伴う疾病(政令で定められた16種類の特定疾病)により要介護となった人が対象となります。

では実際に公的介護保険を適用し介護サービスを受けた場合の自己負担はどの位なのでしょう。公的介護保険制度ではかかった費用の1割または2割を利用者が負担すると定められています。(2割負担になるのは65歳以上で一定額以上の収入がある人が対象。)要支援、要介護の段階別に月々の介護保険利用限度額が定められており、その費用の1割が自己負担という事です。もしその利用限度額を超えて訪問介護や施設を利用した場合、超過部分は全額自己負担となります。

平成27年度の生命保険文化センターの発表では介護を必要とする年数は平均で4年11か月。公的介護保険の1割負担分を含む自己負担額は平均7.9万円/月となるそうです。これ以外に自宅の改修や備品の購入等の初期費用の目安が80万円。介護にかかる平均自己負担額の合計は約550万円です。今後、ご家族に支援や介護が必要となった際、どの程度の費用を準備すればよいか参考にして頂けたらと思います。



制度を活用して「じぶん年金」作り

ファイナンシャルプランナー
佐藤 弘美



新社会人の初々しいスーツ姿が目にとまりますね。先日、「心配なこと」を街頭インタビューする番組があり、40%近くの方が自分の「老後と年金」に不安があると答えていました。

公的年金の運用は損失が出ている状況で、ますます自分たちは年金がいくらもらえるのか心配になっている方も多いのではないのでしょうか？ 国に頼らず、自分のお金は自分で作り、守っていく「自助努力」がさらに必要になっています。その一つの方法として「個人年金保険」を利用されるのも良いのではないのでしょうか。

個人年金保険は保険と言っても保障はなく、健康状態が悪く生命保険に加入できない方も加入することができます。新個人年金保険料控除も受けられ、税金の軽減効果があるというのも特徴です。

「税制適格要件」に該当すれば、最高で年間40,000円、住民税では28,000円を限度に所得税控除が受けられ、所得税・住民税の軽減ができます。

税制適格要件とは

- 年金受取人は契約者（保険料負担者）又は配偶者のいずれかであること
- 年金受取人は、被保険者と同一であること
- 保険料の払込期間は、10年以上にわたって定期的（月払、半年払、年払）であること（一時払は不可）
- 確定年金・有期年金の場合、年金開始時点での受取人の年齢が60歳以上で、受取期間が10年以上にわたっていること

契約形態をまとめると以下のようになります。

契約形態	契約者	被保険者	年金受取人
1	夫	夫	夫
2	夫	妻	妻

新個人年金保険料控除を受けた場合の税軽減額は下記の通りです。（給与所得者が個人年金保険料を年間8万円以上払込みの場合）

家族構成	年間 収入金額 (給与 収入)	軽減額 合計 (①+②) ^{※1}	所得税 軽減額 ①	所得税 軽減額 ②
独身者	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦のみ	600万円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子2人 (大学生と 高校生の場合) ^{※2}	600万円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	6,800円	4,000円	2,800円

※1 所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険控除を受けた場合

※2 高校生は16歳以上

※夫婦はいずれか1人が年収を得ているケース

※税務の取扱い、平成27年6月現在の税法に基づいております。将来税法が変更され税務上の取扱いが変わる場合もございますので、ご注意ください。個別の取扱い等につきましては、所轄の税務署、税理士等にご確認ください。

出典先：生命保険文化センター「生命保険と税金の知識（2015年2月改訂）から一部抜粋

収入によって軽減効果は異なりますが、税金が還付されることも踏まえると、元本も保証されており、かつ比較的高金利というのは魅力的です。

また、最近では米ドル建てや豪ドル建ての個人年金保険も注目されています。毎月「円」で一定額を積み立てる「ドルコスト平均法」により為替変動によるリスクを軽減することができます。長い人生の中ではライフステージの変化や転職・住宅購入など様々な要因で家計の収支も変動します。これに合わせて保険料を下げたり、一定期間経過後には、払込を停止したり、再開したりできるのもメリットです。優遇されている制度を賢く利用し、みらいのお金「じぶん年金」作っていきましょう。



知れば知るほど! ナルホド金融経済

トランプ大統領、次の一手は?

ファイナンシャルプランナー
松下 新



先月、FOMC(米連邦準備制度理事会)が予想通り利上げをし、継続的な利上げが確実となりましたが、債務上限問題や依然トランプ政権の足元が固まらない懸念からドルは期待ほど買われず、緩やかな上昇に留まりそうです。最初の100日を過ぎた今、矢継早に大統領令を発令している新大統領の次の一手は何なのでしょう。

本稿執筆時点(予算教書発表前)で私が一番注目しているのは本国投資法(HIA2)です。これは米企業が海外に保留している約2.5兆ドル(約300兆円)を国内に還流させようとするもので、2005年限定でブッシュ大統領が成立させた法律の第2弾です。当時、海外の資金を本国に戻す際に法人税の35%を1年限定で5.25%まで引き下げ、6千億ドルの海外資金の半分が米国に戻ったとされ、米国内が潤い株価が上昇、その勢いは08年のリーマンショックまで続きました。

今回はその4倍近く海外に眠っている資金を呼び戻そうとするもので、実現すれば大量のドル資金が米国内に還流し、資金運用のための投資が行われ、再び大幅な株価の上昇が期待されます。一方、海外に眠る米企業の資金の多くはドル建てと考えられるため、大量のドル買いニ



ズが出るわけではなさそうで、純粋に為替がドル高に向かうとは言い切れません。それでもこの資金還流は国内景気を後押しするのは間違いなく、株価には朗報、結果的にドルも強含む展開となると考えています。

資金を還流させる手段として法人税率を35%から15%へ下げ、海外資金の納税猶予を廃止、米国外で稼いだ資金に15%だけ課税させ、海外に余剰資金を溜め込む動機をなくさせる方法が有力のようですが、何をするか予測のつかない大統領、次の一手はどうなるでしょう。

こども達の成長を願って。

クラーク
中畑 美絵



もうすぐ「こどもの日」。

こどもの日といえば関東では柏餅を食べる風習がありますが、なぜ「柏餅」を食べるのかご存知ですか。

昔、柏は神聖な木と考えられ、葉は神様へのお供えもののお皿に使われたそうです。柏の木は寒さの厳しい冬を



乗り越えて、新芽が出るまで葉が落ちません。新芽を「こども」、古い葉を「親」と見立て、「こどもが生まれるまで、親は死なない→跡継ぎが途絶えない」という子孫繁栄の願いを込め、こどもの日に柏餅を食べるようになったそうです。柏の葉を巻くことで、良い香りが付く・抗菌作用がある・お餅が乾かない・食べる時に手が汚れないなど良いことが沢山あります。

実は柏餅は葉の巻き方で中身を見分けることが出来るそうです。葉の表で巻いているものは味噌餡、葉の裏で巻いているものは小豆餡です。スーパーなどで見かけた際には是非お子さんに教えてあげて下さいね。

こどもの日のお祝いに何気なく食べている柏餅。こども達の成長を願いながら食べると同時に、昔の人が込めた想いや願いを、こども達に伝えていくことも私たち大人の大切な役割なのかもしれませんね。

パーソナルファイナンス教育を考える

代表取締役
榎原 弘之



「パーソナルファイナンス教育」という言葉をご存知でしょうか？主にアメリカやイギリスなどで広く用いられている用語で、直訳すると「個人の金融教育」、すなわち国の財政や企業の財務を省いた「家計の金融」という意味で使われます。この「家計の金融」を考えるにあたり、受験戦争・詰め込み型の義務教育で育った私たち

は「金融リテラシー」と云われる教育をほとんど受けたことがありません。2016年1月に金融経済教育推進会議が公表した「金融リテラシーマップ」によれば、一般社会人は下記の能力が備わっていることが望ましいとされています。

分野	分類	能力
家計管理	家計管理	家計を主として支える立場から家計簿などで収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える能力
生活設計	生活設計	環境変化等を踏まえ、必要に応じライフプランや資金計画、保有資産の見直しを検討し、自分の老後を展望したライフプランの実現に向け着実に取り組んでいける能力
金融知識 及び 金融経済 事情の理解と 適切な 金融商品の 利用選択	金融取引の 基本としての 要素	収集した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができ、金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など適切な対応を行うことができる能力
	金融分野共通	金融商品の3つの特性（流動性・安全性・収益性）とリスク管理の方法、および長期的な視点から貯蓄・運用することの大切さを理解し、お金の価値と時間との関係（複利・割引・現在価値など）について理解し、景気の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価格、実質価値、金利（利回り）等に及ぼす影響について理解する能力
	保険商品	自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる能力
	ローン・ クレジット	現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを着実に実行し、住宅ローンの基本的な特徴を理解し、必要に応じ具体的知識を習得し返済能力に応じた借入れを組むことができる能力
外部の知見の 適切な活用	資産形成商品	リスクとリターンとの関係を踏まえ、求めるリターンと許容できるリスクを把握し、分散投資・長期投資のメリットを理解し、活用している。また、分散投資を行う場合、定期的に投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解する能力
	外部の知見の 適切な活用	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識し、金融商品を利用するにあたっては、外部の知見を適切に活用する必要があり、金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容や、相談しアドバイスを求められる適切で中立的な機関・専門家等を把握し、的確に行動できる能力

（金融リテラシーマップより一部抜粋・要約）

この「金融リテラシーマップ」は、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものです。小学生から高齢者までを7ステージに分け、国民一人一人が、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するために策定されています。実際のところ、こうした能力が備わっている方は少ないのが現状です。そのような中でも、国は「貯蓄から運用へ」をスロー

ガンに「みらい」に向けた「お金」の準備を私たち自身に託しました。2017年から拡大されたiDeCo（個人型確定拠出年金）もそのひとつですね。私たちファイナンシャルプランナーがアドバイスやプランニングを行う分野は、まさにこのパーソナルファイナンス分野が中心で、皆様のライフプランをサポートしていくことが役割なのです。

差出人・連絡先

アルシアコンサルティング株式会社

〒251-0023 神奈川県藤沢市鵠沼花沢町2-3 PHビル2階
TEL: 0466-54-8417 <http://www.arxia.jp/>

掲載内容等に関するお問い合わせは各担当営業まで。
禁無断転載 Copyright Two Way Communications Inc.